

国民健康保険(国保)・後期高齢者医療保険(後期)

保険証などの更新と 保険税(料)の軽減制度



保険証・限度額適用
認定証の更新

現在お持ちの保険証、限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。

【保険証(申請不要)】
新しい保険証(クリーム色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。届いたら、記載事項に間違いがないか確認してください。
7月末になっても届かない場合はお問い合わせください。



【限度額適用認定証(申請必要)】
引き続き適用を希望する場合は、保険課窓口で申請してください。新たに申請する場合も同様です。

▼認定証の種類
・限度額適用認定証
・食事療養費標準負担額減額認定証
・限度額適用・標準負担額減額認定証
▼対象者 松前町の国民健康保険に加入し、国民健康保険税の滞納がない人
▼持参物 新しい保険証、窓口に来る人の身分証(免許証など)
④ 保険課医療保険係
☎ 985-4107

非自発的失業者への 国保税の軽減

倒産・解雇など自ら望まず離職した非自発的失業者の国民健康保険税を、申請により一定期間軽減します。

▶対象者 失業時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職(①特定受給資格者)か雇止めなどによる離職(②特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次の人

- ①特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
- ②特定理由離職者 23、33、34

▶軽減内容 対象者の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定(給与以外の所得は対象外)

▶軽減期間 失業日が▷平成28年3月31日~29年3月30日→30年3月まで▷29年3月31日~30年3月30日→31年3月まで

▶申請方法 雇用保険受給資格者証、印鑑(シャチハタ不可)を持参し、税務課町民税係か保険課医療保険係にお越しください。

④ 税務課町民税係 ☎ 985-4110

均等割・平等割の 軽減対象の拡大

国民健康保険税の均等割・平等割は、世帯の所得に応じ7割・5割・2割の軽減があります。平成29年度から地方税法の改正で、5割・2割軽減判定基準が次の通り変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	改正後	改正前
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 27万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(33万円) + 26万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 49万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(33万円) + 48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

※ 特定同一世帯所属者…国保から後期の制度に移行した人

④ 税務課町民税係 ☎ 985-4110

後期 平成29年度の保険料と 軽減の制度

29年度の保険料額決定通知を7月中旬に郵送します。軽減制度など詳しくは、保険証に同封する案内をご覧ください。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

10円未満切り捨て 限度額 57万円

均等割額 46,308円

所得割額 (総所得金額など - 基礎控除【33万円】) × 9.16% (所得割率)

- ▶均等割額の軽減 世帯(世帯主と被保険者)の所得に応じ、均等割額の9割、8.5割、5割、2割が軽減されます。
- ▶所得割額の軽減 総所得金額などから33万円を差し引いた額が58万円以下の人は、2割軽減(28年度は5割)されます。
- ▶被用者保険の扶養者だった人の軽減 後期加入の前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国保、国保組合の人は除く)は、所得割の負担はなく、均等割額が7割軽減(28年度は9割)されます。世帯の所得が低い人は9割、8.5割軽減が受けられます。

④ 保険課保険料係 ☎ 985-4227

後期 保険証・限度額適用 認定証の更新

現在お持ちの保険証、限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。

【保険証(申請不要)】
新しい保険証(オリーブ色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。負担割合(1割か3割)は平成28年中の所得と収入で決まります。保険証で確認してください。
7月末になっても届かない場合はお問い合わせください。



【限度額適用認定証(申請不要)】
すでに認定証を持っている人で、保険料の滞納がなく29年度の住民税が非課税の人は、保険証と一緒に認定証を同封します。
新たに必要なのはお問い合わせください。

④ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107



70歳以上の高額療養費
上限額が変わります

高額療養費は、1か月に支払った医療費が上限額を超え高額となった場合に、上限額を超えた額を払い戻す制度です。8月から、70歳以上の「現役並み」「一般」の適用区分の上限額が次の通り変わります。区分は、保険証か限度額認定証で確認してください。

※多数回 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した人は、4回目以降、上限額に達した場合は「多数回」となります。
④ 保険課医療保険係
愛媛県後期高齢者広域連合
☎ 985-4107
☎ 911-7733

適用区分	現役並み	改正後(8月以降)	
		課税所得145万以上の人	課税所得145万未満の人
外来+入院(世帯ごと)		57,600円	14,000円(年間上限144,000円)
外来(個人ごと)		57,600円	14,000円
一般		57,600円	14,000円

適用区分	現役並み	改訂前(7月まで)	
		課税所得145万以上の人	課税所得145万未満の人
外来+入院(世帯ごと)		44,400円	12,000円
外来(個人ごと)		44,400円	12,000円
一般		44,400円	12,000円

※ 一般は、世帯収入が520万円(1人世帯383万円)未満の場合、「旧ただし書き所得」の合計が210万円以下の場合も含まれます。